

申立人 父親 X

相手方 母親 Y

事件本人 A 子

意見書

申立人 父親 X

神戸家庭裁判所伊丹支部 御中

本事件の調査報告書に対し、下記のとおり意見を申し述べさせていただきます。

1 事実誤認と思われる点

調査報告書 4 P (3) アの項に「申立人は定職についていなかった」とあるが、その当時申立人は 0 0 0 0 勤務の正社員であった。この点は、調査報告書 1 1 P, 1 の項 7 行目及び 2 審判決（給与額が判示されている）に矛盾するので、誤記、もしくは誤解の類と思われる。

2 調査資料相手方第 1 号について

調査報告書 5 P, 2 の (1) の 6 行目以下に、判決確定後、双方弁護士の助言により、別紙確認書を作成した。(調査資料相第 1 号) とあるが、該確認書の申立人自書欄及び申立人代理人自書欄をよく確認していただきたい。そこには申立人と代理人の自書も押印もない。この確認書は相手方弁護士に対し、申立人が面接交渉に関する取り決め案を出してもらいたいと交渉した結果、送られてきたものにすぎず、申立人は自書も押印も返送もしていない。

該確認書が送られてくるまでの経緯を述べる。

① 2 審判決後上告期間中、相手方代理人は「面接交渉を増やして穏便に解決しましょう」と言っていたが、こちらが上告を断念し、判決が確定すると、月一回、年二回宿泊だと通告してきた。納得できないので何度も交渉したが、「気に入らないなら調停でも何でもやってくれ」と言う返事であった。代理人が面接交渉を渋る理由はないので、相手方本人が代理人の説得に応じなかったものと思われる。(この点は、相手方本人が面接交渉に積極的に賛成する、と調査官に述べていることと矛盾する。他にも面接交渉に積極的に賛成するとの意思表示に反する行動がみられた。－後述－)

② 申立人としては手も足も出ないので、仕方なく相手方代理人に月一回、年二回宿泊もいいから詳細な場所、日時等の具体案を示すように交渉した。結果、1 ヶ月以上経過してから送られてきたのが該確認書である。しかしその内容はなんら具体性がなく、意味不明な部分も多かった。又、養育費についての記述があるが、相手方が 1 審中にその請求を取り下げて以来、金額等はつきりと請求されたことは一度もない(子どものためにできることを考える、と暗に養育費のことを言っているのか?と思うような言葉はあった。もと

よりA子のために必要であればなんとしてもお金を都合するが、経済力があることを理由の一つとして親権者になった相手方に送金するのは、釈然としない気持ちがあるのも事実だ。)

以上のような経緯から申立人は該確認書には対応していない。尚、相手方が確認書記載の指輪を返還してきたのは、調停申立の通知が送達された直後である。

3 相手方転勤時の連れ去りについて

調査報告書6P(2)の4行目に平成17年4月から00方面に転勤する旨、申立人側に伝えていた。とあるが、相手方が出奔したのは平成17年3月XX日(土)、2審第1回期日の数日後であり、約束を破ったうえ、その態様が引越しと呼べるものではなかったことの証拠を別途提出する(甲第31号証)

4 相手方が面接交渉に臨む態度について

調査報告書6P上から5行目より、特にエの面接交渉については、事件本人、申立人双方のために重要と考え、相手方はこれを堅持してきた…極めて残念である。とあるが、相手方がそれ以前に面接交渉に対して積極的だったことは1度もない。相手方が面接交渉に積極的に賛成すると主張しはじめたのは、貴庁での調停が進行する過程においてである。それ以前の相手方の面接交渉に対する態度は、毎回のよう直前に日時の変更を求めてきたり、自分の予定に合致させることを強要してきたりして、誠実さを欠くものであった。相手方が確認書を送ってくる以前、なんの条件提示もしていない段階で、00からすでにXXまで来ている申立人に「9時から5時までしか会わせない、いやなら帰ってくれ」とアパートに鍵をかけて出てこなかったこともある(会わせる事自体は事前に了解していた。結局、申立人が泣く泣く折れて会うことはできた)。

又、宿泊面接に関しても誠実さを欠き、平成17年8月の宿泊面接の際にも、相手方確認書にある2泊3日の初日の時間を縮め、夕方5時でなければ引き渡さない、とごねた。相手方は「外出する用事があるから」と言っていたが、A子に聞いたところ、ずっとアパートにいたそうである。さらに申立人が、確認書に宿泊面接は年2回と提示しているのだから、平成17年の年末までにもう1度帰してくれと交渉した際、相手方は半年に1回だから次は平成18年の2月だと言って譲らなかった。更にその後2月の宿泊面接を3月にしてくれと引き伸ばしを図ってきた。結果、平成18年の3月に宿泊面接は実施された(甲第18、30号証)。

これらはいずれも小さなことであり、とるに足りないことのようにはあるが、少なくとも相手方が面接交渉に対して積極的ではなかったことの証左ではある。毎回の面接交渉は、申立人の必死の交渉の結果、実現してきたものである。

訴訟や審判といった争訟状態の中では、言葉ではなく事実や行動をもって客観的に判断していただきたいと切に願う。

5 おもちゃを買うから申立人になついていると主張する件について

調査報告書6P(3)エに「申立人は事件本人の要求通り、おもちゃ等を買って与えてく

れるため、事件本人は居心地がいいのである。」とあるが、この主張は相手方が離婚調停を起こして以来、相手方がずっと同じことを繰り返してきた主張である。いうまでもなくおもちゃを買い与えるだけの人物に、好意は持ったとしても、子どもが強い思慕や愛着の情を示すことなど考えられないことである。A子の2歳の検診時、相手方が子どもが私より主人になついているようだ、と書いて母子手帳に貼り付けていた紙が写真に写してあるので、これを甲第32号証として提出する。

又、申立人はA子を甘やかしているのではなく、甘えさせているのである。相手方は甘やかすことと甘えさせることの違いを理解していない。現在のような状況の中で、A子は日常、心から甘えることのできる相手を持っていない。このことがA子の心に負担をかけていることは疑うべくもないので、申立人は、面接交渉時にはA子の抱っこして欲しいという要求に答え、その時間のほとんどを抱っこしているのである。

平成18年8月XX日の面接交渉時、A子がまずおもちゃ屋に行きたがり、2つも3つもおもちゃを要求するので、「なんでそんなにおもちゃが欲しいの?」と尋ねたところ、「おかあさんが、おとうさんにおもちゃいっぱい買ってもらえって言うのとった」と返答した。相手方は普段A子におもちゃをほとんど買い与えず、申立人がおもちゃを買い与えるようになることを意図している。そのうえで申立人がおもちゃを買い与えるからA子になついているのだと主張してくるのである。このことは相手方が調停や審判に対する対策として行っていると見ることもできるが、申立人は、むしろ相手方が現実を直視することを避けていることの現われではないかと思う。相手方は受け入れがたいこと、悪いことは全て他者に責任転嫁する傾向が強く、自己に原因を求め、反省するという行為を行わない。そのため、A子が自分ではなく、申立人を強く求めることの原因が理解できないのである。しかし、事実を完全に否定することは困難であるため、おもちゃを買い与えるから、甘やかすからA子になついているのだと理由付けし、自己を納得させているのではないかと思う。

このような態様にならざるを得ない相手方に対しては、憐憫の情を覚えないでもないが、A子の精神的負担を思えば、看過することもできない。

6 精神科、心療内科への受診歴などないという主張に対して

調査報告書7P(3)カに「相手方は人格障害ではない。相手方は過去に精神科や心療内科への受診歴もなく、申立人の主張は全く根拠のない主張である。」とあるが、この点に関しては先に提出した甲第20号証の通りである。追加の証拠として〇〇〇〇診療室のパンフレット及び領収書を甲第33号証として提出する。又、1審判決文中7頁カの項にも「A子を独りで寝させるようにとの医師の助言があったことから」と判示されており、3人でカウンセリングに行っていたこと自体は否定できない事実である。

尚、このときの診療記録の開示命令を出していただければ、事の真偽に肉薄できるのではないかと思う。

7 メロン保育園について

調査報告書14P 1 生育歴の項に「〇〇市立メロン保育園が在園児数百名という大

規模保育園であったため、みかん保育園に転園した」とあるが、メロン保育園は6クラス、全体定員150名、私立であり、大規模保育園であると言うには当たらない。相手方がA子を転園させた理由は別にあると思う。この点について、以前メロン保育園に電話して何があったか尋ねてみたことがあるが、個人情報なので言えない。A子ちゃんは非常に頭の良い子なので、本人にいろいろ聞いてみてはどうか、ということであった。申立人としてはこちらの保育園も併せて調査して戴ければ、より公平な意見が得られたのではないかと思うので、その点非常に残念である。

8 相手方がA子の「偏食」と称する状態について

調査報告書14P 1 生育歴の項に、「事件本人は以前は偏食が多く、ごはんだけしか食べない時もあったが、転園後、平成17年11月頃から好き嫌いが改善された。これまでは肉、魚も食べることができず、相手方は細かく刻んで混ぜ込むなど調理に苦心してきたが、次第に肉や魚がはっきりした食事でも、食べることができるようになり、保育園では給食をおかわりするほどに改善された。」とあるが、A子は偏食の激しいほうではなかった。食べ方にムラがあり、食べず嫌いなところはあったが、おなかがすいたら、ちゃんとおなかがすいたとって食べることを要求していた。肉類はハンバーグ、魚類はじゃこが大好物であり、うなぎなども食べていた。このことは平成17年3月まで通っていたパンダ保育園の連絡帳（相手方自身が記したもの）からもうかがえ、もりもりおかわりしたとの記録もある。

又、調査報告書18P (3) 偏食の改善 の項に、以前、事件本人は食事の際、「食べないといけない」というプレッシャーを強く感じ、食事の時間を楽しめないことがあったらしい。とあるが、これは平成17年9月頃、みかん保育園に移された頃であると思う。

その前月の8月12、13、14日に宿泊面接交渉を実施したが、その帰り際は甲第18、30号証にあると同様の激しい帰宅拒否状態であった。申立人は心を鬼にして振り切って帰ったが、その数日後、8月13日に申立人がA子に買ってやった可愛い水筒（相手方は存在をしらなかったためA子が喋った）を早急に郵送しろ、と相手方から午前6時前頃電話がかかってきた。その様子から、A子が激しくぐずっており、相手方が相当に手を焼いていることが伺えた。そしてその1ヵ月後の9月の面接交渉時だったと思うが、申立人がA子に「ちゃんにご飯たべてるか？」と何気なく尋ねたところ、「A子ちゃんがご飯食べないとおかあさん泣いちゃうよ」と答えたので、A子が不安定な状態に陥っており、そのため相手方が食事を無理強いしているのではないかと推察した。

すなわち、A子は偏食ではなく、申立人と離れているストレスから精神的に不安定な状態（軽い拒食状態であったかもしれない）に陥り、それを改善しようとした相手方から必要以上にプレッシャーをかけられ、そのため食事を楽しめなくなっていたものと思われる。

このように推察した理由として、離婚する以前、夫婦仲が悪くなかった頃にA子が夜泣きした際、相手方はいきなりA子を歩行器に座らせ、泣いているにもかかわらず、無理やりA子の口にヨーグルトを押し込もうとしたことがあったからである（その異常な行動に

びっくりした申立人がA子を歩行器から抱え上げ、抱っこしてあやしているとA子の夜泣きは次第に収まった。その間、相手方は「抱っこなんかしても問題は解決せんのや！」とヒステリックに喚いていた。)。相手方はA子に対して「食べさせること」の強いこだわりを見せる。

又、同年12月の面接交渉の際にも、PM2:00頃申立人が空腹を感じたので、A子の好きなハンバーガーを食べようと思い、2人でマクドナルドに立ち寄った。申立人がA子にハンバーガーを勧めたところ、A子は急に怒り出し、「食べたくない！」と強い調子であったので、それ以上すすめなかったが、やはり食事を無理強いされているのではないかと感じた。

尚、メロン保育園からみかん保育園に転園した理由も、なにかこのあたりに関係あるように推察される。

9 肥満について

A子の現在の健康状態には肥満がみられる。調査報告書14P 3 心身の状況の項に平成18年8月現在の身長・体重(109,6cm・24,9kg)が記されているが、その測定値から計算すると明らかな肥満状態であるので、簡単な計算式を記す。

カウプ指数による体格指数

体重g÷身長cm^{二乗}×10

24900÷12012,16×10=20,72 となり、体格指数20以上で肥満である。

他の指標によっても肥満である。資料を甲第34号証として提出する。

00市へ連れて行かれる以前のA子は適正な体型であった。

10 申立人の主張について

調査報告書13Pの4行目に申立人の主張として「事件本人が、相手方から偏食の改善を無理に押し付けられるために、ストレスで事件本人が肥満しつつあるとして相手方の監護力欠如を主張している」とあるが、このような主張はしていない。申立人は、A子に激しい偏食があるとは考えていない。8の項に記した通りである。又、仮に申立人が適示の如く考えたとしても、その一事を以って相手方の監護力欠如を疑うと言う様な短絡的思考はしない。この部分は申立人の主張論旨を誤解しているものと思われる。

11 相手方の入れ知恵と思われる点について

調査報告書16P (3)の項17行目に「おとうさんお金ないもん。お仕事してないんだよ。」とのA子の言があるが、A子が「お金がない」「仕事していない」と考えるわけではないので、相手方がA子に対し、「おとうさんは仕事もしてなくてお金がないんだよ」といった類の虚偽を入れ知恵していることが伺われる。(相手方はA子の前で申立人のことを「ハゲのおじさん」と呼び、申立人が電話をした際にもA子が「誰？」と聞くと「ハゲやハゲハゲ」と言っているのが聞こえたことがあるが、子の福祉に適わない行為である。)

相手方は、申立人が無制限に物を買って与えてA子の歓心をかっているように主張しながら、このような入れ知恵をしなければならぬ事態に陥っている。すなわち、申立人が無

制限に物を買って与えているわけではないことの証左である。月 1 回しか会えないのであるから、できる限りのことはしてやりたいが、A子のために良くないと判断したときは、言っただけで聞かせるようにしている。

1.2 調査官の感じ方に対して

調査報告書 16 P 10 行目から「それまで安定して遊んでいた事件本人が・・・似ているように感じられた」とあるが、申立人には異なる見解がある。

8月20日の面接交渉の際、申立人はA子に対し、「もうちょっとしたら裁判所の調査官のおねえちゃんがA子ちゃんのとこに行くからな。A子ちゃんの気持ちを聞いてくれるからちゃんと自分の気持ちを言うんだぞ」と教えた。A子が「怖い」と答えたので、「大丈夫、裁判所の人はおじちゃんじゃなくておねえちゃんだったから、やさしく聞いてくれるよ」といって聞かせた。

A子はこの言葉を理解し、調査官が自分の気持ちを聞いてくれることを期待して待っていた。しかし、相手方同席のもとではそのようなことも言えず、調査官の帰りを察知して引きとめようとしたのではないかと思う。

9月24日の面接交渉の際にも、申立人が「A子ちゃん、裁判所のおねえちゃん来たやろ」と聞くと「うん、かるたしたよ」と元気に答えたが、「えーっ、かるたしたの、ふ～んそれでA子ちゃんの気持ちはちゃんと聞いてくれた？」と聞くと急に黙り込んでしまった。

このようなA子の様子と、調査報告書の様子を考え併せれば、申立人の見解に可能性はあると思う。

1.3 相手方の親権者としての意識や責任感について

調査報告書 12 P 4 子に対する感情、態度の項に「事件本人の生活状況を説明する際や、面接交渉に対する姿勢に、親権者としての意識や責任感が感じられる。」とある、

申立人も相手方から「わたしこそが親権者である」と言う強い意識を感じる。しかし、相手方は親権を、子どもを自分の思い通りにするための支配的なもの、と捉えており、そのため親権に対して強いこだわりを見せている。

面接交渉の別れ際にA子が泣き叫ぶと、相手方は「わがままいわないの、ちゃんとさよなら言うって約束したでしょう」と怖い声で高圧的に命令する。相手方は親権による束縛なくしては子の心を自己の元にとどめおくことができないので、それを道具として子の自由意志を圧殺しているのである。面接交渉に対する姿勢については4の項に記したとおりである。

1.4 相手方との母子関係について

調査報告書 18 P (4) 相手方との母子関係についての項に保育士の見解として、相手方とA子が抱き合っている場面が見られるため、それを以って母子関係が濃いと評価しているが、現在、A子は相手方以外に頼るものがない状況である。子どもは誰かに頼らなければ生きていけない存在であるから、この状況の中で一事を持って母子関係が濃いと評価するのは短絡的にすぎる。保育士は事情を知らないのではあろうが、むしろ、この

状況の中でさえ、離れている父親を強く求めることは、相手方に相当の問題があると評価すべきであろう。

1.5 参考人調査について

調査報告書17P 6の項から参考人の調査結果が報告されているが、対象保育園は相手方の職場の付属保育園であり、相手方は保育士に対し優越的地位にある。その時点でA子が通園していたのであるから、調査対象となるのは当然であろうが、事実関係はともかくとして、その見解は相手方を擁護する意識が働いた可能性が高く、参考意見として採用するのは妥当ではない。

1.6 ファミリーサポートセンターに関して

調査報告書6P (3)ウの項、調査報告書14P 4の項以下に「相手方が現在、伊丹市ファミリーサポート制度の会員としてサポートを受けており、転居後もファミリーサポート制度に登録し、監護補助を受ける予定」とあるが(相手方・提出資料第7号)、結局、相手方はこういった外部のサポートがなければ育児が困難なのである。こういった制度自体はすばらしいものであるが、あくまでやむを得ない事情がある場合の補助である。申立人のもとであれば外部のサポートの補助ではなく、肉親による監護を受けることができ、A子本人もそれを望んでいる。それでも、尚、相手方のもとに、A子をとどめおく理由があるとは思えない。

1.7 調査に対して

今回、このような調査を実施していただいたことと、心配していたA子の目の状態等、貴重な情報を提供していただいたことに対し、申立人は感謝している。しかしながら、下記の2点については非常に遺憾であることを表明する。

- ① 申立人は、離婚裁判1審より再三再四にわたり、A子の意向や気持ちを確認していただきたい、とうったえつづけてきた。今回は、相手方も申立人も影響を与え得ない状況で、A子の意見表明権が確保されるものと期待していたが、調査報告書にはその事実が認められない。
- ② 当該調査においては、相手方とA子との接触状況は調査対象としているが、申立人とA子との接触状況は調査対象としていない。申立人は、親権者変更の判断は、現親権者の不適格事由のみに依るべきではない、と考えているので(甲第29号証)、両者の比較検討のためには、必須と思われる申立人とA子との父子関係を調査すべきものと考え、それが為されていないのは残念であるし、納得しがたい。

以上のとおり意見を申し述べます。

平成18年10月00日

申立人